

(仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書に対する  
審査会意見 (案)

(仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業 (以下「本事業」という。) に係る環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見については、次のとおりである。

1 全般的事項

- (1) 今後の手続きを進めるに当たっては、周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者、近隣の工場等に対し、積極的な情報提供や説明を行うなど事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 対象事業実施区域の北側に隣接する造成済みの土地については、対象事業実施区域と一体で工業団地を形成するものと考えられる。環境影響評価に当たっては、当該土地も含めて、必要な調査、予測および評価を行い、本事業の実施による環境への影響の回避または低減を図ること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 大気環境、騒音・振動

大気質について、対象事業実施区域周辺集落である鳥居平、安部居の両集落および隣接する特別養護老人ホームの3地点で現地調査を行い、鳥居平の集落および隣接する特別養護老人ホームの2地点で工事車両および重機類から発生する排ガスの影響等を予測する計画である。蒲生地域気象観測局における風配状況からは、対象事業実施区域の西側に位置する地域にも影響を及ぼすことが懸念されるため、当該地域において大気質の調査地点および予測地点を設定することについて検討すること。

調査、予測および評価に当たっては、対象事業実施区域の周辺には特別養護老人ホームや住宅等が多数位置していること、国道 307 号の通勤時間帯は特に交通量が多く、対象事業実施区域の周辺はアップダウンやカーブが多く慢性的に交通渋滞が生じやすい路線特徴であることなどを十分考慮し、必要に応じて調査回数の追加等を検討すること。

(2) 水環境

水質の調査地点が対象事業実施区域から 1 km 程度以上下流に設定されているが、本事業の実施に伴う影響を適切に調査、予測および評価するため、対象事業実施区域の直下等、より近傍に調査地点を設定することについて検討すること。

対象事業実施区域の周辺は、濁水防止の取組など環境に配慮した農業が営まれている地域である。現況把握において、化学的酸素要求量および浮遊物質量が6月頃に高くなる理由を水田耕作の影響と考えられているが、そうした地域の取組状況等を踏まえ、河川の底質の性状等、別の要因による可能性も考慮した上で、適切に調査、予測および評価を行うこと。

また、流出量の変化に伴う利水への影響について、合理式を用いて予測することとされているが、合理式は洪水ピーク流量を算定する際に用いるものであり、利水への影響を予測することはできないと考えられることから、予測手法について改めて検討すること。

### (3) 景観

景観の保全に当たっては、工作物を樹木で遮蔽することが重要である。植栽した樹木は残置された樹木に比べて生育が悪くなることを踏まえ、土地利用計画から景観上の影響が懸念される地点がある場合は、当該地点の調査および予測地点への追加を検討すること。

### (4) 廃棄物

対象事業実施区域には多くの樹木が生育しており、本事業の実施に伴い多くの樹木が伐採される計画である。伐採された樹木については、可能な限り再利用を行うなど環境負荷の低減に配慮した上で、適切に調査、予測および評価を行うこと。